休眠抵当権等が設定されている土地の処理方針について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２３年２月２２日用地第６１０号

用地課長通知

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 最終改正　令和７年３月３１日

　休眠抵当権等が設定されている土地について、下記のとおり処理方針を定めたので通知します。

記

１　処理方針

　　昭和２２年５月３日以降に取得した未登記土地(現年度取得土地を含む)に休眠抵当権等が設定されているときは、不動産登記法第７０条第１項に基づき、簡易裁判所に対して非訟事件手続法第９９条に規定する公示催告の申立てをし、同法第１０６条第１項の除権決定を受けて、単独で抵当権等の抹消登記を申請する。

２　休眠抵当権等

　　権利者が行方不明の先取特権、質権又は抵当権をいう。

３　公示催告等事務の取扱い

（１）地方自治法第９６条第１２号「訴えの提起」に該当しない。

（２）非訟事件手続法に規定する公示催告の申立て等は、埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則第３条別表第一「県有財産に係る登記を請求し、又は嘱託すること」及び別表二「不動産等の登記に関する事務」に含まれる。